

船橋市リハビリセンター運営委員会公募委員の選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市リハビリセンター運営委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第3条第2項第9号に規定する委員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定数等)

第2条 設置要綱第3条第2項第9号の規定する委員、その数及び委嘱期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公募により選考して委嘱する委員（以下「公募委員」という） 1名
- (2) 委嘱の日から2年以内

(応募資格)

第3条 公募委員に応募できる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に在住する者であること
- (2) 公募の締切日に満18歳以上の者であること
- (3) 市の職員でないこと

(公募方法及び期間)

第4条 公募委員の公募の方法及び期間は、広報ふなばし及び市ホームページにより行う。

(選考方法)

第5条 公募委員の選考は、小論文による書類審査とし、別紙審査基準によるものとする。

- 2 応募がなかった場合や応募者からの選任が困難である場合は、欠員とすることができる。

(公募委員選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため、公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 健康福祉局長
- (2) 健康部長
- (3) 健康政策課長

- 3 選考委員会に会長を置き、会長は健康福祉局長があたる。

- 4 選考委員会の会議は、会長が招集し、議事を整理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙) 審査基準

1. 選考方法は小論文による書類審査とする。
2. 小論文 主に地域リハビリテーションに関する考えを 800 字以内で作成するものとする。
3. 審査基準

審査項目		配点
(1)	地域リハビリテーション推進に対する意欲	10点
(2)	地域リハビリテーションに対する理解	10点
(3)	地域リハビリテーションに対する客観的・公正な視点	10点
(4)	文章の論理性・表現力	10点
審査評価点		40点

※最低基準について

上記審査基準において、選考委員による採点の平均が配点（40点）の2分の1に満たない場合は落選とする。

4. 選考方法

(1) 順位点方式について

選考委員毎に審査の採点結果に順位を付し、各委員が付した順位の数字を合計した順位点合計が、小さい数字の者から上位とする。順位点合計が同点の場合、1位の獲得数が多い者から上位とする。なお、1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数が多い者から上位とし、それでも差が付かない場合は合計評価点が高いものから上位とする。

(2) 公募委員の選考について

選定した候補者に対し、候補者となった旨を連絡し、意思確認等を行ったうえで、公募委員として委嘱を行う。辞退の申し出があった場合には、次の上位の公募者を候補者とする等、選考委員会にて協議するものとする。

5. 選考結果 文書にて全員へ通知する。